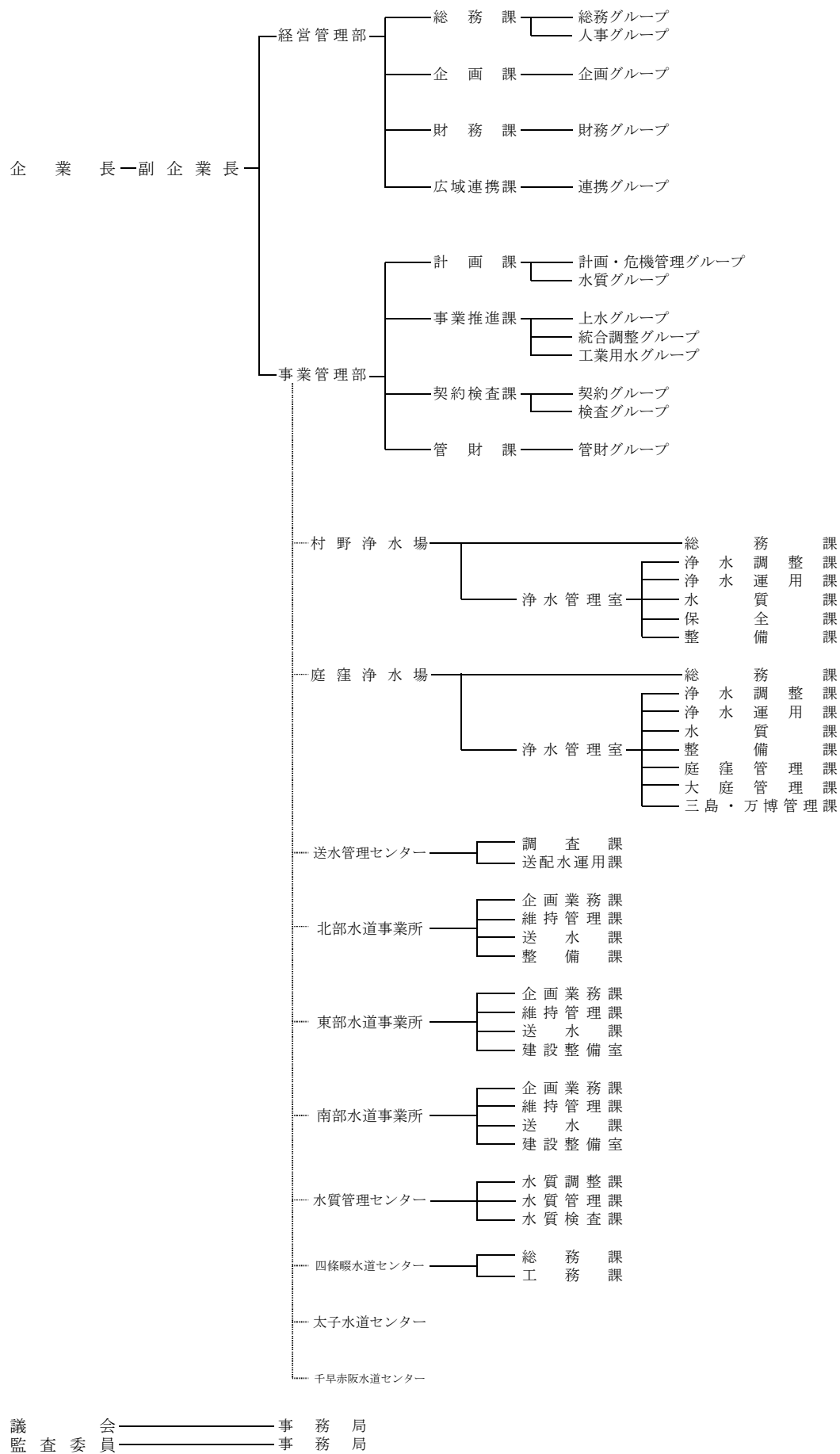


# 附属資料

1 機 構

(1) 大阪広域水道企業団機構図

(平成31年3月31日現在)



## (2) 事業所の所在地

(平成 31 年 3 月 31 日現在)

| 大阪広域水道企業団<br>(部・事業所・センター・機場) | 所 在 地       |                        |
|------------------------------|-------------|------------------------|
| 経 営 管 理 部                    | 〒540 - 0012 | 大阪府中央区谷町2丁目3-12        |
| 事 業 管 理 部                    |             | マルイト谷町ビル3階             |
| 北 部 水 道 事 業 所                | 〒565 - 0824 | 吹田市山田西4丁目3-1           |
| 郡 家 ポ ン プ 場                  | 〒569 - 1136 | 高槻市郡家新町4-2-2           |
| 小 野 原 ポ ン プ 場                | 〒562 - 0024 | 箕面市栗生新家3丁目2            |
| 高 槻 ポ ン プ 場                  | 〒569 - 0047 | 高槻市堤町2-1               |
| 千 里 浄 水 池                    | 〒562 - 0035 | 箕面市船場東3丁目1-4-1         |
| 奈 佐 原 浄 水 池                  | 〒569 - 1041 | 高槻市奈佐原3丁目5-1-0         |
| 北部第一(彩都)ポンプ場                 | 〒567 - 0085 | 茨木市彩都あさぎ4丁目-1          |
| 北部第二(佐保)ポンプ場                 | 〒568 - 0095 | 茨木市佐保1-1-2-4           |
| 北部第三(泉原)ポンプ場                 | 〒568 - 0097 | 茨木市大字泉原1-4-1-3         |
| 北部第四(野間口)加圧ポンプ場              | 〒563 - 0218 | 豊能郡豊能町野間口1-4-6-5       |
| 多 留 見 浄 水 池                  | 〒563 - 0215 | 豊能郡豊能町木代1-2-4          |
| 野間峠サージタンク                    | 〒563 - 0218 | 豊能郡豊能町野間口1-6-2-1-3     |
| 東 部 水 道 事 業 所                | 〒577-0803   | 東大阪府下小阪4丁目1-2-7        |
| 四 條 畷 ポ ン プ 場                | 〒575 - 0033 | 四條畷市美田町6-1             |
| 枚 岡 ポ ン プ 場                  | 〒579 - 8056 | 東大阪府若草町8-2-5           |
| 藤 井 寺 ポ ン プ 場                | 〒583 - 0001 | 藤井寺市川北1丁目              |
| 八 尾 ポ ン プ 場                  | 〒581 - 0036 | 八尾市沼4丁目3-3             |
| 枚 岡 加 圧 ポ ン プ 場              | 〒579 - 8025 | 東大阪府宝町2-3-2-0          |
| 生 駒 山 無 線 中 継 所              | 〒630 - 0266 | 奈良県生駒市門前町2-1-1-6-1-5-5 |
| 南 部 水 道 事 業 所                | 〒594 - 0031 | 和泉市伏屋町5丁目7-1-0         |
| 美 陵 ポ ン プ 場                  | 〒583 - 0014 | 藤井寺市野中1丁目1-1-0         |
| 狭 山 ポ ン プ 場                  | 〒589 - 0003 | 大阪府狭山市東野東1丁目3-2-1      |
| 富 田 林 ポ ン プ 場                | 〒584 - 0028 | 富田林市中野町西1丁目            |
| 泉 佐 野 ポ ン プ 場                | 〒598 - 0021 | 泉佐野市日根野2-4-1-3         |
| 河 南 加 圧 ポ ン プ 場              | 〒585 - 0031 | 南河内郡河南町大字中7-2-5-1-4    |
| 旧 岸 和 田 ポ ン プ 場              | 〒596 - 0003 | 岸和田市中井町1-1-7           |
| 泉 大 津 ポ ン プ 場                | 〒595 - 0073 | 泉大津市新港町1番地             |
| 泉 北 浄 水 池                    | 〒590 - 0113 | 堺市南区晴美台1丁目2            |
| 泉 南 浄 水 池                    | 〒599 - 0222 | 阪南市桑畑5-5-1-1-2         |
| 和 泉 浄 水 池                    | 〒594 - 0031 | 和泉市伏屋町5丁目7-1-0         |
| 東 除 ポ ン プ 場                  | 〒547 - 0014 | 大阪府平野区長吉川辺4丁目1-3       |

| 大阪広域水道企業団<br>(部・事業所・センター・機場)  | 所在地         |                              |
|---|-------------|------------------------------|
| 村野浄水場<br>磯島取水場  | 〒573 - 0014 | 枚方市村野高見台7-2                  |
|   | 〒573 - 1188 | 枚方市磯島北町40-1                  |
| 庭窪浄水場<br>大庭浄水場<br>三島浄水場<br>万博公園浄水施設<br>一津屋取水場   | 〒570 - 0009 | 守口市大庭町2丁目30-18               |
|   | 〒570 - 0002 | 守口市佐太中町2丁目33-91              |
|   | 〒566 - 0043 | 摂津市一津屋3丁目1-1                 |
|   | 〒565 - 0826 | 吹田市千里万博公園5-3                 |
|   | 〒566 - 0043 | 摂津市一津屋530番地先                 |
| 送水管理センター  | 〒577-0803   | 東大阪市下小阪4丁目1-27<br>(東部水道事業所内) |
| 水質管理センター<br><br>河南水質管理ステーション<br>(日野浄水場)<br>(玉手浄水場)  | 〒573 - 0014 | 枚方市村野高見台7-2<br>(村野浄水場内)      |
|   | 〒586 - 0085 | 河内長野市日野1376-2                |
|   | 〒582 - 0028 | 柏原市玉手町17-1                   |
| 四條畷水道センター<br>中野ポンプ場<br>岡部ポンプ場<br>中央ポンプ場<br>岡山低区配水池<br>中区配水池<br>第1中継ポンプ場<br>第2中継ポンプ場<br>逢阪配水池<br>逢阪高区配水池<br>田原高区配水池<br>田原中区配水池<br>さつきヶ丘配水池<br>田原低区配水池<br>田原浄水場 | 〒575 - 0051 | 四條畷市中野本町1番44号                |
|   | 〒575 - 0051 | 四條畷市中野本町675番6                |
|   | 〒575 - 0053 | 四條畷市大字中野187番3、188番3          |
|   | 〒575 - 0003 | 四條畷市岡山東5丁目115番、156番          |
|   | 〒575 - 0003 | 四條畷市岡山東5丁目1178番2             |
|   | 〒575 - 0062 | 四條畷市清滝新町1130番128、129         |
|   | 〒575 - 0063 | 四條畷市大字清滝1126番11              |
|   | 〒575 - 0011 | 四條畷市大字逢阪572番、大字清滝1492番2 他    |
|   | 〒575 - 0011 | 四條畷市大字逢阪408番1 他              |
|   | 〒575 - 0011 | 四條畷市大字逢阪408番1 他              |
|   | 〒575 - 0013 | 四條畷市田原台9丁目9番2                |
|   | 〒575 - 0013 | 四條畷市田原台9丁目15番1               |
|   | 〒575 - 0015 | 四條畷市さつきヶ丘988番57              |
|   | 〒575 - 0014 | 四條畷市大字上田原615番3               |
|   | 〒575 - 0014 | 四條畷市大字上田原418番                |

| 大阪広域水道企業団<br>(部・事業所・センター・機場)   | 所 在 地  |   |
|--|--|---|
| 太子水道センター<br>板屋橋浄水場<br>梅川浄水場<br>山田加圧ポンプ場<br>畑加圧ポンプ場<br>中央配水池<br>磯長台配水池<br>聖和台配水池<br>いわき台配水池<br>山田配水池<br>畑配水池  | 〒583 - 8580<br>〒583 - 0995<br>〒583 - 0995<br>〒583 - 0992<br>〒583 - 0993<br>〒583 - 0992<br>〒583 - 0991<br>〒583 - 0996<br>〒583 - 0992<br>〒583 - 0992<br>〒583 - 0993  | 南河内郡太子町大字山田88番地<br>太子町大字太子353-1<br>太子町大字太子337-3<br>太子町大字山田3127-20<br>太子町大字畑190-1前<br>太子町大字山田194-3<br>太子町大字春日1583-7<br>太子町聖和台1丁目1-7<br>太子町大字山田882番18<br>太子町大字山田2480-2<br>太子町大字畑661-1   |
| 千早赤阪水道センター<br>千早浄水場<br>千早配水池<br>岩井谷浄水場<br>上東阪配水池<br>下東阪配水池<br>第2減圧水槽<br>二河原辺低区配水池<br>二河原辺高区配水池<br>小吹減圧水槽<br>小吹台高区配水池<br>小吹台低区配水池<br>小吹台第2機場<br>甘南備受水池<br>川野辺受水池<br>水分低区配水池<br>水分高区配水池<br>中津原第1加圧ポンプ場<br>中津原第3加圧ポンプ場<br>中津原加圧ポンプ場 | 〒585 - 8501<br>〒585 - 0051<br>〒585 - 0051<br>〒585 - 0055<br>〒585 - 0055<br>〒585 - 0055<br>〒585 - 0055<br>〒585 - 0042<br>〒585 - 0042<br>〒585 - 0053<br>〒585 - 0053<br>〒585 - 0053<br>〒585 - 0053<br>〒584 - 0054<br>〒585 - 0045<br>〒585 - 0041<br>〒585 - 0041<br>〒585 - 0052<br>〒585 - 0052<br>〒585 - 0052 | 南河内郡千早赤阪村大字水分180番地<br>千早赤阪村千早899-1<br>千早赤阪村千早892-4<br>千早赤阪村東阪771-2<br>千早赤阪村東阪657-1、659-6<br>千早赤阪村東阪390-3<br>千早赤阪村東阪83-4<br>千早赤阪村二河原辺52-5<br>千早赤阪村二河原辺185-甲<br>千早赤阪村小吹929-1<br>千早赤阪村小吹219-2<br>千早赤阪村小吹68-964<br>千早赤阪村小吹68-555<br>富田林市甘南備1861<br>千早赤阪村川野辺66-1<br>千早赤阪村水分919、1180<br>千早赤阪村水分851-3<br>千早赤阪村中津原478-4<br>千早赤阪村中津原573-1<br>千早赤阪村中津原811-1 |

### (3) 分掌事務

#### 経営管理部

- 1 大阪広域水道企業団（以下「企業団」という。）の事業運営の管理改善及び企業団内の調整に関する事。
- 2 情報システムの開発の推進に関する事。
- 3 文書及び物品の受発、保存、閲覧及び記録に関する事。
- 4 公印の管守に関する事。
- 5 職員の人事、給与、福利厚生、研修及び労働組合に関する事。
- 6 企業団中他課の主管に属さない事。
- 7 事業の企画及び調査に関する事。
- 8 統計及び広報に関する事。
- 9 法規及び訴訟に関する事。
- 10 議会の調整に関する事。
- 11 予算、一時借入金及び企業債に関する事。
- 12 財務会計システムの管理に関する事。
- 13 現金、有価証券及び担保物の出納及び保管に関する事。
- 14 会計事務の検査及び指導に関する事。
- 15 決算に関する事。
- 16 資金の運用に関する事。
- 17 資産の管理及び処分に関する事。
- 18 その他会計事務に関する事。
- 19 市町村連携に関する事。
- 20 水道事業の広域化に関する事。

#### 事業管理部

- 1 水道及び工業用水道の施設整備計画に関する事。
- 2 水道及び工業用水道に係る技術及び基準等に関する事。
- 3 水需要の調査に関する事。
- 4 各種機関等との調整業務に関する事。
- 5 危機管理に関する事。
- 6 水質管理等の総括に関する事。
- 7 給水申込みの処理に関する事。
- 8 給水料金の総括に関する事。
- 9 工業用水に係る給水保証金及び量水器使用料の総括に関する事。
- 10 取水、浄水及び送配水業務の総括に関する事。
- 11 取水、浄水及び送配水施設の改良工事及び維持管理の総括に関する事。

- 12 電気設備、機械設備その他の装置に係る改良工事及び維持管理に関する事。
- 13 水道用水供給事業、水道事業及び工業用水道事業の補助金に関する事。
- 14 その他水道用水供給事業、水道事業及び工業用水道事業の推進に関する事。
- 15 入札及び契約に関する事。
- 16 検査に関する事。
- 17 設計積算システムの管理に関する事。
- 18 用地及び支障物件の補償の総括に関する事。
- 19 用地の取得、管理及び支障物件の補償に関する事。
- 20 固定資産（用地及び投資を除く。）の管理及び処分に関する事。

## 浄水場

- 1 取水、浄水及び送配水業務に関する事。
- 2 取水、浄水及び送水施設の改良工事及び維持管理に関する事。
- 3 場内の水質試験に関する事。

## 送水管理センター

- 1 送配水業務に関する事。
- 2 送配水施設の改良工事及び維持管理に関する事。

## 水道事業所

- 1 給水保証金、給水料金及び量水器使用料に関する事。
- 2 市町村との連絡調整に関する事。
- 3 用地の管理及び支障物件の補償に関する事。
- 4 送配水業務に関する事。
- 5 送水施設の維持管理に関する事。
- 6 改良工事の施行に関する事。

## 水質管理センター

- 1 水質の調査及び試験に関する事。
- 2 市町村水道水質検査受託事業に関する事。

## 水道センター

- 1 給水料金その他収入に関する事。
- 2 水道の開閉及び名義に関する事。
- 3 給水装置に関する事。
- 4 用地の管理及び支障物件の補償に関する事。
- 5 取水、浄水及び送配水業務に関する事。

- 6 取水、浄水及び送配水施設の維持管理に関する事。
- 7 水質に関する事。
- 8 改良工事の施行に関する事。
- 9 その他水道事業に関する事。

## **議会事務局**

- 1 本会議及び委員会に関する事。
- 2 会議録に関する事。
- 3 議員の報酬及び費用弁償に関する事。
- 4 議決及び決定事項の処理に関する事。
- 5 請願及び陳情に関する事。
- 6 議会の広報に関する事。
- 7 職員の服務に関する事。
- 8 予算、決算及び経理に関する事。
- 9 文書の受発及び保管に関する事。
- 10 公印の管守に関する事。
- 11 その他庶務に関する事。

## **監査委員事務局**

- 1 監査委員に関する事。
- 2 監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）に関する事。
- 3 監査等の結果の報告及び公表に関する事。
- 4 職員の服務に関する事。
- 5 予算、決算及び経理に関する事。
- 6 文書の受発及び保管に関する事。
- 7 公印の管守に関する事。
- 8 その他庶務に関する事。



## 2 議決事項等

### (1) 議会議決事項等

○8月臨時会

#### 【議案】

| 番号  | 提出年月日  | 議決等年月日 | 件名                             | 議決結果 |
|-----|--------|--------|--------------------------------|------|
| 第1号 | 30.8.2 | 30.8.2 | 平成30年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計補正予算の件 | 原案可決 |

#### 【報告】

| 番号  | 提出年月日  | 議決等年月日 | 件名                                  | 議決結果 |
|-----|--------|--------|-------------------------------------|------|
| 第1号 | 30.8.2 | 30.8.2 | 平成29年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算繰越計算書報告の件    | 議決不要 |
| 第2号 | 30.8.2 | 30.8.2 | 平成29年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算繰越計算書報告の件 | 議決不要 |

○11月定例会

#### 【議案】

| 番号  | 提出年月日    | 議決等年月日   | 件名                              | 議決結果 |
|-----|----------|----------|---------------------------------|------|
| 第1号 | 30.11.16 | 30.11.16 | 平成29年度大阪広域水道企業団水道事業会計剰余金処分の件    | 原案可決 |
| 第2号 | 30.11.16 | 30.11.16 | 平成29年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計剰余金処分の件 | 原案可決 |

#### 【報告】

| 番号  | 提出年月日    | 議決等年月日   | 件名                             | 議決結果 |
|-----|----------|----------|--------------------------------|------|
| 第1号 | 30.11.16 | 30.11.16 | 平成29年度大阪広域水道企業団水道事業会計決算報告の件    | 認定   |
| 第2号 | 30.11.16 | 30.11.16 | 平成29年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計決算報告の件 | 認定   |
| 第3号 | 30.11.16 | 30.11.16 | 平成29年度決算に基づく資金不足比率報告の件         | 議決不要 |
| 第4号 | 30.11.16 | 30.11.16 | 債権放棄報告の件                       | 議決不要 |

○2月定例会

【議案】

| 番 号  | 提 出<br>年月日 | 議決等<br>年月日 | 件 名   | 議決結果 |
|------|------------|------------|---|------|
| 第1号  | 31. 2. 15  | 31. 2. 15  | 大阪広域水道企業団水道企業条例等一部改正の件                                      | 原案可決 |
| 第2号  | 31. 2. 15  | 31. 2. 15  | 大阪広域水道企業団職員の分限に関する条例一部改正の件                                  | 原案可決 |
| 第3号  | 31. 2. 15  | 31. 2. 15  | 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例及び人事行政の運営等の状況の公表に関する条例一部改正の件 | 原案可決 |
| 第4号  | 31. 2. 15  | 31. 2. 15  | 大阪広域水道企業団水道用水供給条例一部改正の件                                     | 原案可決 |
| 第5号  | 31. 2. 15  | 31. 2. 15  | 大阪広域水道企業団水道事業給水条例一部改正の件                                     | 原案可決 |
| 第6号  | 31. 2. 15  | 31. 2. 15  | 大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例一部改正の件                                  | 原案可決 |
| 第7号  | 31. 2. 15  | 31. 2. 15  | 豊能町に係る水道事業に関する事務の委託に関する協議の件                                 | 原案可決 |
| 第8号  | 31. 2. 15  | 31. 2. 15  | 平成30年度大阪広域水道企業団水道事業会計補正予算の件                                 | 原案可決 |
| 第9号  | 31. 2. 15  | 31. 2. 15  | 平成30年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計補正予算の件                              | 原案可決 |
| 第10号 | 31. 2. 15  | 31. 2. 15  | 平成31年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算の件                                   | 原案可決 |
| 第11号 | 31. 2. 15  | 31. 2. 15  | 平成31年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算の件                                | 原案可決 |

(2) 行政官庁許認可事項

① 水道用水供給事業

| 番 号                  | 許認可<br>年月日 | 行政官庁  | 件 名                                     | 摘 要                   |
|----------------------|------------|-------|---|-----------------------|
| 総財営第 72 号            | 30. 9. 28  | 総務大臣  | 平成 30 年度水道事業の起債に対する許可                   |                       |
| 大阪府指令環衛<br>第 1854 号  | 30. 9. 13  | 大阪府知事 | 平成 30 年度（厚生労働省繰越分）大阪府生活基盤施設耐震化等補助金交付決定書 | 交付額<br>1, 739, 084 千円 |
| 大阪府指令環衛第<br>第 2664 号 | 31. 3. 20  | 大阪府知事 | 平成 30 年度水道施設災害復旧費（上水道施設）補助金交付決定通知書      | 交付額<br>12, 202 千円     |

② 四條畷水道事業

| 番 号                 | 許認可<br>年月日 | 行政官庁  | 件 名                                     | 摘 要               |
|---------------------|------------|-------|---|-------------------|
| 総財営第 72 号           | 30. 9. 28  | 総務大臣  | 平成 30 年度水道事業の起債に対する許可                   |                   |
| 大阪府指令環衛<br>第 1854 号 | 30. 9. 13  | 大阪府知事 | 平成 30 年度（厚生労働省繰越分）大阪府生活基盤施設耐震化等補助金交付決定書 | 交付額<br>58, 099 千円 |

③ 太子水道事業

| 番 号                 | 許認可<br>年月日 | 行政官庁  | 件 名                                     | 摘 要               |
|---------------------|------------|-------|---|-------------------|
| 大阪府指令環衛<br>第 1854 号 | 30. 9. 13  | 大阪府知事 | 平成 30 年度（厚生労働省繰越分）大阪府生活基盤施設耐震化等補助金交付決定書 | 交付額<br>18, 259 千円 |

④ 千早赤阪水道事業

| 番 号                 | 許認可<br>年月日 | 行政官庁  | 件 名  | 摘 要               |
|---------------------|------------|-------|--|-------------------|
| 総財営第 72 号           | 30. 9. 28  | 総務大臣  | 平成 30 年度水道事業の起債に対する許可                              |                   |
| 大阪府指令環衛<br>第 1854 号 | 30. 9. 13  | 大阪府知事 | 平成 30 年度（厚生労働省繰越分）大阪府生活基盤施設耐震化等補助金交付決定書            | 交付額<br>48, 255 千円 |
| 大阪府指令環衛<br>第 2153 号 | 30. 11. 26 | 大阪府知事 | 平成 30 年度（平成 29 年度からの繰越分）水道施設災害復旧費（上水道施設）補助金交付決定通知書 | 交付額<br>801 千円     |

⑤ 工業用水道事業

| 番 号                  | 許認可<br>年月日 | 行政官庁       | 件 名  | 摘 要                |
|----------------------|------------|------------|--|--------------------|
| 20180402<br>財地第 24 号 | 30. 4. 2   | 経済産業<br>大臣 | 平成 30 年度工業用水道事業費補助金交付決定通知書（大阪広域水道企業団工業用水道改築事業） | 交付額<br>112, 500 千円 |

### (3) 条例等の制定・改正・廃止

#### 1 条例

- (1) 大阪広域水道企業団水道企業条例等の一部を改正する条例 (H31. 2. 22 公布、H31. 4. 1 施行)
- ・泉南市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町及び岬町 (以下「統合団体」という。) との水道事業の統合に伴い、所要の改正を行った。

[主な改正内容]

- ・用水供給事業の給水対象から、統合団体を除いた。
- ・統合団体の区域に給水する 6 水道事業を新たに設置した。
- ・地方公営企業法の規定に基づき作成し公表する業務状況書の取扱いについて経過措置を定めた。
- ・大阪広域水道企業団職員の定数を621人とした。
- ・職員の懲戒の処分、育児休業又は育児短時間勤務の承認、給与の減額等に関する経過措置を定めた。
- ・統合団体の条例の規定によりなされた処分等に関する経過措置を定めた。
- ・聴聞に係る手続等に関する経過措置を定めた。
- ・統合団体で締結された長期継続契約を企業団が承継することについて経過措置を定めた。

[関係条例]

- ・大阪広域水道企業団水道企業条例 ほか 8 条例

- (2) 大阪広域水道企業団職員の分限に関する条例の一部を改正する条例 (H31. 2. 22 公布、H31. 4. 1 及び R2. 4. 1 施行)

- ・泉南市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町及び岬町との水道事業の統合に伴い、職員の分限の処分等に関する経過措置を定めた。
- ・地方公務員法の一部改正により会計年度任用職員の任用等に関する規定が整備されることに伴い、所要の改正を行った。

- (3) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例及び人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例 (H31. 2. 22 公布、R2. 4. 1 施行)

- ・地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正を行った。

[主な改正内容]

- ・会計年度任用職員の任用等に関する規定が整備されることに伴い、所要の改正を行った。

- (4) 大阪広域水道企業団水道用水供給条例の一部を改正する条例 (H31. 2. 22 公布、R1. 10. 1 施行)

- ・社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行による消費税率の引上げ及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行による地方消費税率の引上げに伴い、所要の改正を行った。

- (5) 大阪広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例 (H31. 2. 22 公布、H31. 4. 1 及び R1. 10. 1 施行)

- ・当企業団が泉南市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町及び岬町の区域において実施する水道事業の給水についての料金、給水装置工事の費用負担その他の供給条件及び給水の適正を保持するために必要な事項を定めるほか、所要の改正を行った。

- ・社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行による消費税率の引上げ及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行による地方消費税率の引上げに伴い、所要の改正を行った。

(6) 大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例 (H31. 2. 22 公布、H31. 4. 1 及び R1. 10. 1 施行)

- ・社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行による消費税率の引上げ及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行による地方消費税率の引上げに伴い、所要の改正を行った。
- ・料金及び使用料の納期限について、起算日を変更した。

## 2 規則

(1) 非常勤職員の災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (H31. 3. 20 公布、施行)

- ・負傷し、若しくは疾病にかかった職員又は死亡した職員の遺族から公務又は通勤により生じた災害についての申出があった場合も、実施機関は、その指定する者に、速やかに報告させなければならないことを明確にした。
- ・実施機関は、報告に係る災害が公務により生じたもの又は通勤により生じたもののいずれでもないとして認定した場合は、その旨を負傷し、若しくは疾病にかかった職員又は死亡した職員の遺族に通知しなければならないことを明確にした。
- ・実施機関は、条例又はこの規則に基づく補償に関する通知をするときは、災害の認定等について不服がある者は、実施機関に対して、審査の申立てをすることができる旨を教示することを明確にした。

(2) 大阪広域水道企業団情報公開条例施行規則の一部を改正する規則 (H31. 3. 20 公布、H31. 4. 1 施行)

- ・行政文書の写しの交付の媒体について、所要の改正を行った。
- ・泉南市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町及び岬町との水道事業の統合に伴い、所要の改正を行った。

(3) 大阪広域水道企業団個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則 (H31. 3. 20 公布、H31. 4. 1 施行)

- ・個人情報の写しの交付の媒体について、所要の改正を行った。
- ・泉南市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町及び岬町との水道事業の統合に伴い、所要の改正を行った。

(4) 大阪広域水道企業団聴聞等の手続に関する規則の一部を改正する規則 (H31. 3. 20 公布、H31. 4. 1 施行)

- ・泉南市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町及び岬町との水道事業の統合に伴い、大阪広域水道企業団聴聞等の手続に関する規則に基づく手続及び様式の使用について経過措置を定めた。

### 3 管理規程

(1) 大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程 (H30. 5. 18 公布、H30. 6. 1 施行)

- ・負担金について、1立方メートル当たりの負担額の算出根拠を改正した。
- ・その他所要の改正を行った。

(2) 大阪広域水道企業団水道用水供給条例施行規程の一部を改正する規程 (H30. 6. 20公布、施行)

- ・給水の承認に当たり、1月最大受水量を受水者に通知するよう承認書の様式を改正した。
- ・受水増量申込みに対する承認書を、様式第6号として新たに設けた。
- ・その他所要の改正を行った。

(3) 大阪広域水道企業団処務規程等の一部を改正する規程 (H30. 12. 28公布、H31. 4. 1施行)

- ・泉南市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町及び岬町との水道事業の統合に伴い、企業団にそれぞれの区域の水道事業を行う水道センターを置いた。
- ・水道センターに置く職を定めた。

(4) 大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程 (H31. 2. 28公布、同日、H31. 3. 1及びH31. 4. 1施行)

- ・大阪府人事委員会の勧告を踏まえ、勤勉手当の支給割合及び給料表の改定を行った。
- ・平成30年4月から平成31年2月までの公民較差相当額を調整するため、平成31年3月の給料月額を減額した。
- ・平成31年以降の6月及び12月の期末手当の支給割合を均等にした。

(5) 大阪広域水道企業団浄水場長等の職にある職員に事務を委任する規程の一部を改正する規程 (H31. 3. 29公布、H31. 4. 1施行)

- ・開発行為の許可の申請に係る協議等に関する事務を水道センター所長に委任することとした。

(6) 大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程 (H31. 3. 29公布、H31. 4. 1施行)

- ・管理職員特別勤務手当について、新たな区分を追加した。
- ・泉南市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町及び岬町との水道事業の統合に伴い、統合を行う団体から企業団の職員となる者の給与に関する経過措置を定めた。
- ・その他所要の改正を行った。

(7) 大阪広域水道企業団職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程 (H31. 3. 29公布、H31. 4. 1施行)

- ・管理職手当を支給する職員の職の改正を行った。

(8) 大阪広域水道企業団職員就業規則の一部を改正する規程 (H31. 3. 29公布、H31. 4. 1施行)

- ・労働基準法の一部改正に伴い、所要の改正を行った。

[主な改正内容]

- ・年10日以上の子次休暇が付与される職員に対して、年次休暇の日数のうち5日については、時季を指定して取得させることとした。ただし、職員の請求により与えた年次休暇の日数は、当該5日から除く。
- ・泉南市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町及び岬町（以下「統合団体」という。）との水道事業の統合に伴い、所要の改正を行った。

[主な改正内容]

- ・職員の勤務時間は、原則、午前9時から午後5時30分までのところ、一部の水道センターにおいては、午前8時45分から午後5時15分までとした。
- ・統合団体から企業団の職員となる者の特別休暇の期間について経過措置を定めることとした。

(9) 大阪広域水道企業団処務規程等の一部を改正する規程の一部を改正する規程 (H31. 3. 29公布、施行)

- ・平成30年12月28日に公布し、平成31年4月1日から施行することとしている大阪広域水道企業団処務規程等の一部を改正する規程（平成30年大阪広域水道企業団管理規程第12号）の内容について、改正内容の追加及び所要の改正を行った。
- ・経営管理部財務課及び事業管理部事業推進課の分掌事務を変更した。
- ・泉南水道センター及び阪南水道センターに、総務課及び工務課を置くこととした。
- ・泉南水道センター及び阪南水道センターに、課長を置くこととした。

#### 4 訓令

(1) 大阪広域水道企業団電子計算機及び情報システム管理運用規程の一部改正 (H31. 3. 29 公布、H31. 4. 1 施行)

- ・データ等の管理について、より適正な取扱いを確保するため、データ管理者の置き方を見直すほか、所要の改正を行った。

(2) 大阪広域水道企業団事務決裁規程の一部改正 (H31. 3. 29 公布、H31. 4. 1 施行)

- ・大阪広域水道企業団契約規程の制定に当たり、規定の整備を行った。

#### 5 監査委員規程

(1) 大阪広域水道企業団監査規程の一部を改正する規程 (H31. 3. 25 公布、H31. 4. 1 施行)

- ・泉南市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町及び岬町との水道事業の統合に伴い、大阪広域水道企業団監査規程に基づく監査の実施について経過措置を定めた。

### 3 建設事業

#### (1) 水道用水供給事業

##### ① 拡張事業の推移

| 事業の区分       | 事業年度                  | 年数<br>(か年) | 事業費<br>(億円) | 計画給水量 (m <sup>3</sup> )   |           | 事業内容            | 給水対象  |
|-------------|-----------------------|------------|-------------|---------------------------|-----------|-----------------|---|
|             |                       |            |             | 事業別                       | 累計        |                 |   |
| 第1次<br>建設事業 | 昭和23年度<br>～<br>昭和25年度 | 3          | 4.8         | 35,000<br>(沈殿水)           | 35,000    | 庭窪浄水場<br>沈殿水    | 守口市、門真市、寝屋川市、大東市、東大阪市、八尾市、柏原市、堺市の8市                       |
| 第2次<br>拡張事業 | 昭和25年度<br>～<br>昭和31年度 | 7          | 22.2        | 78,500                    | 113,500   | 庭窪浄水場<br>浄水     | 第1次の対象市に松原市、羽曳野市、泉大津市、和泉市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、藤井寺市、高石市を加えた17市   |
| 第3次<br>拡張事業 | 昭和32年度<br>～<br>昭和34年度 | 3          | 7.5         | 40,000                    | 153,500   | 庭窪浄水場<br>浄水     | 第2次までの対象市に高槻市、茨木市、吹田市、豊中市、箕面市、摂津市を加えた23市                  |
| 第1次<br>改良事業 | 昭和31年度<br>～<br>昭和37年度 | 7          | 7.7         | 25,000<br>(沈殿水)<br>24,500 | 203,000   | 庭窪浄水場<br>沈殿水・浄水 |   |
| 第4次<br>拡張事業 | 昭和35年度<br>～<br>昭和40年度 | 6          | 130         | 330,000                   | 533,000   | 村野浄水場<br>浄水     | 第3次までの対象市に枚方市、四條畷市、富田林市、交野市、大阪狭山市、熊取町を加えた28市1町            |
| 第5次<br>拡張事業 | 昭和40年度<br>～<br>昭和47年度 | 8          | 384.3       | 917,000                   | 1,450,000 | 村野浄水場<br>浄水     | 第4次までの対象市町に泉南市、田尻町、阪南市、岬町、忠岡町を加えた30市4町                    |
| 第6次<br>拡張事業 | 昭和47年度<br>～<br>昭和54年度 | 8          | 1,366.90    | 550,000                   | 2,000,000 | 村野浄水場<br>浄水     | 第5次までの対象市町に同じ   |
| 第7次<br>拡張事業 | 昭和55年度<br>～<br>平成22年度 | 31         | 3,110.00    | 160,000                   | 2,160,000 | 三島浄水場<br>浄水     | 第6次までの対象市町に池田市、河内長野市、島本町、太子町、河南町、千早赤阪村、豊能町、能勢町を加えた32市9町1村 |



②改良事業の推移

| 事業の区分                   | 事業年度             | 事業費     | 事業内容      |  |
|-------------------------|------------------|---------|-----------|--|
| 第2次改良事業                 | 昭和42年度<br>昭和43年度 | カ年<br>2 | 億円<br>3.2 | 庭窪浄水場<br>薬品注入設備等増設及び改良                     |
| 第3次改良事業                 | 昭和44年度<br>昭和45年度 | 2       | 4.6       | 庭窪浄水場<br>排泥設備築造及び電気設備改良                    |
| 送水管整備事業                 | 昭和51年度<br>昭和53年度 | 3       | 8.2       | 第2次事業の送水管整備                                |
| 第1次<br>浄水・送水施設<br>整備事業等 | 昭和54年度<br>昭和58年度 | 5       | 67.1      | 庭窪浄水場・村野浄水場他<br>老朽施設改良<br>管理設備整備<br>赤水防止対策 |
| 第2次<br>浄水・送水施設<br>整備事業等 | 昭和59年度<br>昭和63年度 | 5       | 59.5      | 庭窪浄水場・村野浄水場他<br>老朽施設改良<br>安定化対策            |
| 送水管更生事業                 | 昭和59年度<br>昭和63年度 | 5       | 9.0       | 東部水道事業所管内<br>第1、2次事業の送水管整備                 |
| 第3次<br>浄水・送水施設<br>整備事業等 | 平成元年度<br>平成5年度   | 5       | 123.6     | 庭窪浄水場・村野浄水場他<br>老朽施設改良<br>安定化対策            |
| 送水管更生事業                 | 平成元年度<br>平成5年度   | 5       | 6.0       | 北部、東部、南部水道事業所管内<br>第1、2、3次事業の送水管整備         |
| 第4次<br>浄水・送水施設<br>整備事業等 | 平成6年度<br>平成10年度  | 5       | 218.7     | 庭窪浄水場・村野浄水場他<br>老朽施設改良<br>安定化対策            |
| 送水管更生事業                 | 平成6年度<br>平成10年度  | 5       | 32.3      | 北部、東部、南部水道事業所管内<br>第1、2、3次事業の送水管整備         |
| 安全対策事業                  | 平成8年度<br>平成10年度  | 3       | 2.0       | 北部、東部、南部水道事業所管内<br>水管橋継手補強                 |
| 第5次<br>浄水・送水施設<br>整備事業等 | 平成11年度<br>平成16年度 | 6       | 328.5     | 庭窪浄水場・村野浄水場他<br>老朽施設改良<br>安定化対策            |
| 送水管更生事業                 | 平成11年度<br>平成16年度 | 6       | 56.8      | 北部、東部、南部水道事業所管内<br>第1、2、3次事業の送水管整備         |
| 安全対策事業                  | 平成11年度           | 1       | 0.3       | 北部、南部水道事業所管内<br>水管橋継手補強                    |
| 中期整備事業<br>(第1期)         | 平成17年度<br>平成21年度 | 5       | 628.0     | 老朽化対策<br>震災対策<br>安定化対策                     |
| 中期整備事業<br>(第2期)         | 平成22年度<br>平成26年度 | 5       | 542.0     | 老朽化対策<br>震災対策<br>安定化対策                     |
| 中期整備事業<br>(第3期)         | 平成27年度<br>平成31年度 | 5       | 874.0     | 老朽化対策<br>震災対策<br>安定化対策                     |

### ③ 中期整備事業

昭和26年から給水を開始した旧大阪府水道部の水道用水供給事業は、給水開始後約60年余りの歳月が経過しており、施設全般にわたり、老朽・劣化が進行していることから、大幅な更新整備を必要とする時期にきている。

今後とも、上水を安定供給していくため、経営の合理化・効率化を推進するとともに、施設全体の需要に応じた老朽・劣化対策、安定化対策並びに耐震化対策を実施していく必要がある。

平成17年度からは、水道施設の再構築を図るために策定した「長期施設整備基本計画」に基づき、老朽化施設の更新と併せて水需要に見合った施設規模への適正化と、地震や事故等の危機管理対策の強化や施設の機能向上を図り、また施設の適切な維持管理による延命化を図るとともに、老朽化を評価して、経済的・計画的な更新を進めるため「中期整備事業」を5ヵ年計画で実施している。

#### 【中期整備事業（第1期）】

計画の初年度となる平成17年度から5ヵ年計画で浄水場・ポンプ場の施設整備及び送水管路の整備を実施した。

|       |               |
|-------|---------------|
| ・事業年度 | 平成17年度～平成21年度 |
| ・事業期間 | 5ヵ年           |
| ・事業費  | 62,800,000千円  |

#### 【中期整備事業（第2期）】

第2期中期整備事業計画では、平成22年に策定した「施設整備マスタープラン」に基づき、5ヵ年計画で特に優先度の高い施設を老朽化施設の更新とあわせて、水需要を踏まえて段階的な施設更新を行うとともに、災害時の安全性の強化・市町村水道との連携強化を図るとともに、既存施設を有効活用するなど効率的な整備を進めてきた。

（平成23年度より大阪広域水道企業団が事業を承継して実施）

また、平成24年度から平成26年度は、具体的な取組内容や目標値を示したアクションプランとして、主要項目の進捗管理を行ってきた。

|       |               |
|-------|---------------|
| ・事業年度 | 平成22年度～平成26年度 |
| ・事業期間 | 5ヵ年           |
| ・事業費  | 54,200,000千円  |

### 【中期整備事業（第3期）】

第3期中期整備事業計画では、平成27年に改定した「施設整備マスタープラン」に基づき、アセットマネジメントの実践による既存施設の有効利用や将来の水需要動向にも対応した段階的な施設更新を行い、老朽化施設の更新等、災害時の安全性の強化を図るとともに、東日本大震災による被災状況を踏まえた災害対策への取り組みを進める。

|       |               |
|-------|---------------|
| ・事業年度 | 平成27年度～平成31年度 |
| ・事業期間 | 5ヵ年           |
| ・事業費  | 87,400,000千円  |

#### ④水資源の開発

##### (ア) 水源計画

近年の大阪府内における水需要の減少傾向により、水需要予測値との乖離が見られるようになったため、平成21年11月に将来水需要予測を見直し、それに基づく水源計画を公表した。

##### ① 水需要予測結果

|         | 前回 (目標:平成 27 年度)       | ⇒ | 今回 (目標:平成 32 年度)             |
|---------|------------------------|---|------------------------------|
| 一日最大給水量 | 2 1 6 万 m <sup>3</sup> |   | <u>1 6 8 万 m<sup>3</sup></u> |
| 一日平均給水量 | 1 8 0 万 m <sup>3</sup> |   | 1 4 9 万 m <sup>3</sup>       |

##### ② 水源確保量 1 8 7 万 m<sup>3</sup>

近年の少雨化傾向を考慮。10年に1回の渇水に対応できる安全度を見込む。

(一日平均給水量 1 4 9 万 m<sup>3</sup> ÷ 水源の利水安全度 0. 8 0)

##### ③ 水源計画の内訳

変更前の計画 (H17. 8 ~)

現在の計画 (H21. 11 ~)

【単位:万m<sup>3</sup>/日】

|              |   |  |              |   |    |
|--------------|---|--|--------------|---|----|
| 安威川ダム        | 1 |  | 安威川ダム        | 0 | 撤退 |
| 紀の川大堰        | 1 |  | 紀の川大堰        | 0 | 撤退 |
| 府工水転用        | 7 |  | 府工水転用        | 0 | 中止 |
| 既得 222       |   |  | 既得 222       |   |    |
| <b>計 231</b> |   |  | <b>計 222</b> |   |    |

※水需要予測については、平成26年8月に見直しているが、それに基づく水源計画の改訂は行っていない。

(イ) 水資源開発事業の概要図



(2) 市町村域水道事業

事業計画

| 事業の区分                        | 事業年度                  | 年数<br>(か年) | 事業費<br>(百万円) | 計画給水人口<br>(人) | 計画一日最大給水量<br>(m <sup>3</sup> ) | 主要事業  |
|------------------------------|-----------------------|------------|--------------|---------------|--------------------------------|---|
| 四條畷<br>水道事業<br>創設認可<br>事業計画  | 平成29年度<br>～<br>平成38年度 | 10         | 3,288        | 57,300        | 18,740                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・中野ポンプ場機能移転</li> <li>・老朽化施設更新</li> </ul>           |
| 太子<br>水道事業<br>創設認可<br>事業計画   | 平成29年度<br>～<br>平成38年度 | 10         | 1,048        | 13,800        | 4,510                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・板屋橋浄水場<br/>紫外線処理設備設置</li> <li>・老朽化施設更新</li> </ul> |
| 千早赤阪<br>水道事業<br>創設認可<br>事業計画 | 平成29年度<br>～<br>平成38年度 | 10         | 1,105        | 5,500         | 2,640                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・村内ループ管の整備</li> <li>・老朽化施設更新</li> </ul>            |

(3) 工業用水道事業

① 建設事業の推移

| 事業の区分          | 事業年度<br>カ年     | 事業費<br>(億円)       | 計画給水量                          |                                |                                | 事業内容    | 給水区域    |         |   |                     |
|----------------|----------------|-------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|---------|---------|---------|---|---------------------|
|                |                |                   | ～平成22年度<br>(m <sup>3</sup> /日) | ～平成26年度<br>(m <sup>3</sup> /日) | 平成27年度～<br>(m <sup>3</sup> /日) |         |         |         |   |                     |
| 大阪府<br>工業用水道事業 | (旧)三島系         | 第3次事業             | 昭和39年度～<br>昭和44年度              | 6                              | 84.5                           | 200,000 | 580,000 | 470,000 | 地盤沈下対策  | 豊中市、吹田市、茨木市、高槻市、摂津市 |
|                |                | (旧)東大南庭水系         | 第1次事業                          | 昭和34年度～<br>昭和37年度              | 4                              | 10.5    |         |         |   |                     |
|                | 第2次事業          | 昭和37年度～<br>昭和44年度 | 8                              | 127.3                          | 400,000                        | 産業基盤整備  |         |         | 堺市、高石市、泉大津市   |                     |
|                | 第4次事業          | 昭和40年度～<br>昭和44年度 | 5                              | 50.3                           | 200,000                        | 地盤沈下対策  |         |         | 守口市、門真市、寝屋川市、大東市、東大阪市、八尾市、堺市、四條畷市、柏原市、松原市、羽曳野市、藤井寺市 |                     |
|                | 第5次事業          | 昭和51年度～<br>昭和54年度 | 4                              | 75.6                           | (40,000)                       | 地盤沈下対策  |         |         | 泉大津市、岸和田市、貝塚市、和泉市、忠岡町                               |                     |
|                | 継続事業           | 昭和62年度～<br>平成6年度  | 8                              | 76.4                           | (20,000)                       | 産業基盤整備  |         |         | 泉佐野市、泉南市、田尻町  |                     |
|                | 排水処理施設<br>建設事業 | 昭和48年度～<br>昭和50年度 | 3                              | 34.4                           | —                              | —       |         |         | —   | —                   |

・事業年度事業費には関連事業を含む。

(注) 計画給水量の( )は内数。

・平成23年4月1日 大阪広域水道企業団が大阪府水道部から事業を承継。

## ② 工業用水道改築補助事業

昭和37年度から給水を開始した工業用水道事業は、事業創設後約50年が経過しており、施設全般にわたり、老朽・劣化が進行していることから、大幅な更新整備を必要とする時期にきている。

経営の合理化・効率化を推進するとともに、工業用水を安定給水していくため、施設全体の需要に応じた老朽・劣化対策、安定化対策並びに耐震化対策を実施していかなければならない。そこで、経済産業省の改築補助事業の採択を得て、施設整備事業を実施した。

### 【改築補助事業】

平成7年度から10ヵ年計画で施設整備事業を実施した。

|      |              |
|------|--------------|
| 事業年度 | 平成7年度～平成16年度 |
| 事業期間 | 10ヵ年         |
| 事業費  | 15,758,244千円 |
| 補助金  | 2,996,719千円  |

## ③ 中期整備事業

平成17年度からは、老朽化施設の更新と併せて水需要に見合った施設規模への適正化と地震や事故等の危機管理対策の強化や施設の機能向上を図り、また、施設の適切な維持管理による延命化を図るために、「長期施設整備基本計画」に基づき、「中期整備事業」を実施している。

### 【中期整備事業（第1期）】

平成17年度から5ヵ年計画で浄水場・ポンプ場の施設整備及び配水管路の整備を実施した。

|      |               |
|------|---------------|
| 事業年度 | 平成17年度～平成21年度 |
| 事業期間 | 5ヵ年           |
| 事業費  | 16,885,396千円  |
| 補助金  | 683,500千円     |

### 【中期整備事業（第2期）】

第2期中期整備事業計画では、平成22年に策定した「施設整備マスタープラン」に基づき、5ヵ年計画で特に優先度の高い施設を老朽化施設の更新とあわせて、水需要を踏まえて段階的な施設更新を行い、災害時の安全性の強化を図るとともに、既存施設を有効活用するなど効率的な整備を進めてきた。（平成23年度より大阪広域水道企業団が事業を承継して実施）

また、平成24年度から平成26年度は、具体的な取組内容や目標値を示したアクションプランとして、主要な項目の進捗管理を行ってきた。

|      |               |
|------|---------------|
| 事業年度 | 平成22年度～平成26年度 |
| 事業期間 | 5ヵ年           |
| 事業費  | 17,340,231千円  |
| 補助金  | 848,500千円     |



### 【中期整備事業（第3期）】

第3期中期整備事業計画では、平成27年に改訂した「施設整備マスタープラン」に基づき、アセットマネジメントの実践による既存施設の有効活用や、将来の水需要動向にも対応した段階的な施設更新を行い、老朽化施設の更新等、災害時の安全性の強化を図るとともに、臨海部において増加傾向にある漏水事故への対応や東日本大震災による被災状況を踏まえた災害対策への取組みを進める。

|      |              |
|------|--------------|
| 事業年度 | 平成27年度～令和元年度 |
| 事業期間 | 5ヵ年          |
| 事業費  | 16,451,146千円 |
| 補助金  | 434,400千円    |

## 4 浄水施設概要

### (1) 水道用水供給事業

#### ① 村野浄水場

枚方市磯島北町地先淀川左岸の磯島取水場で原水を取水し、導水ポンプで村野浄水場まで送り、沈澱、砂ろ過に加えて、オゾン処理、粒状活性炭処理による高度浄水処理を行い、摂津市、守口市を除く 40 市町村に高度浄水処理水を供給している。

・施設能力 179 万 7 千 m<sup>3</sup>/日

・主要施設

| 種 別       | 区 分   | 数 量       | 種 別  | 区 分      | 数 量          |           |
|-----------|-------|-----------|------|----------|--------------|-----------|
| 取水施設      | 取水口   | 1 ケ所      | 浄水施設 | 階層系      | 凝集沈澱池        | 32 池× 2 棟 |
|           | 制水塔   | 1 基       |      |          | 急速ろ過池        | 12 池× 2 棟 |
|           | 沈砂池   | 8 池       |      |          | オゾン接触池       | 4 池× 2 棟  |
|           | 取水ポンプ | 3 台       |      |          | 粒状活性炭吸着池     | 12 池× 2 棟 |
|           | 導水ポンプ | 12 台      |      |          | 棟内浄水池        | 2 池× 2 棟  |
| 浄 水<br>施設 | 平面系   | W1 系凝集沈澱池 |      | 浄水池 (棟外) | 3 池          |           |
|           |       | W2 系凝集沈澱池 | 4 池  | 浄水施設     | E 系浄水池       | 5 池       |
|           |       | E 系凝集沈澱池  | 12 池 | 送水施設     | 送水ポンプ (第 1P) | 8 台       |
|           |       | W 系急速ろ過池  | 22 池 |          | 送水ポンプ (第 2P) | 3 台       |
|           |       | E 系急速ろ過池  | 24 池 | 排水処理施設   | 濃縮槽          | 5 槽       |
|           |       | オゾン接触池    | 8 池  |          | 加圧脱水機        | 16 台      |
|           |       | 粒状活性炭吸着池  | 32 池 |          |              |           |
|           |       |           |      | 棟内浄水池    | 2 池          |           |

## ② 庭窪浄水場

守口市大庭町地先淀川左岸で原水を取水し、沈でん、生物処理施設にてアンモニア態窒素等の除去を行い、砂ろ過に加えて、オゾン処理、粒状活性炭処理による高度浄水処理を行い、微粉炭及び微小生物の流出対策としてさらに後ろ過処理を行い、3市（守口市、門真市、東大阪市）他、南大阪地域にも枚岡ポンプ場を経由し、高度浄水を供給している。

・施設能力 20万3千m<sup>3</sup>/日

・主要施設

| 種別   | 区分      | 数量            | 種別     | 区分       | 数量            |
|------|---------|---------------|--------|----------|---------------|
| 取水施設 | 取水口     | 1ヶ所           | 浄水施設   | 急速ろ過池    | 6池×2系統        |
|      | 制水塔     | 1基            |        | オゾン接触池   | 2段×2列<br>×2系統 |
|      | 沈砂池     | 2池            |        | 粒状活性炭吸着池 | 6池×2系統        |
|      | 取水ポンプ   | 4台            |        | 後ろ過機     | 9台（うち1台予備）    |
|      |         | 浄水池           |        | 2池×2系統   |               |
| 導水施設 | 原水調整池   | 2池            | 送水施設   | 送水ポンプ    | 5台            |
| 浄水施設 | 凝集沈澱池   | 4池×2系統        | 排水処理施設 | 大庭浄水場へ送泥 |               |
|      | 生物接触ろ過池 | 10池           |        |          |               |
|      | 2次凝集池   | 3段×3列<br>×2系統 |        |          |               |

## ③ 三島浄水場

摂津市一津屋地先淀川右岸の一津屋取水場で原水を取水し、導水ポンプで三島浄水施設まで送り、生物処理施設でアンモニア態窒素及びマンガン等の除去を行い、沈でん処理した後、万博公園浄水施設で砂ろ過に加えて、オゾン処理、粒状活性炭処理による高度浄水処理を行い、6市（吹田市、摂津市、茨木市、豊中市、箕面市、池田市）に高度浄水を供給している。

・施設能力 33万m<sup>3</sup>/日

・主要施設

| 種別                              | 区分    | 数量       | 種別           | 区分     | 数量        |
|---------------------------------|-------|----------|--------------|--------|-----------|
| 取水施設<br>(他市及び府<br>工水との共<br>同施設) | 取水口   | 1ヶ所      | 排水処理施設       | 濃縮槽    | 3槽（上・工共用） |
|                                 | 取水塔   | 1基       |              | 加圧脱水機  | 6台（上・工共用） |
|                                 | 沈砂池   | 8池       | 浄水施設         | 急速砂ろ過池 | 24池（万）    |
|                                 | 導水ポンプ | 2台（上水）   |              | オゾン接触池 | 4池（万）     |
| 生物処理施設                          | 4ユニット | 粒状活性炭吸着池 |              | 10池（万） |           |
| 浄水施設                            | 凝集沈澱池 | 8池       | 浄水池（塩素混和池含む） | 4池（万）  |           |
|                                 | 調整池   | 1池       | 送水施設         | 送水ポンプ  | 5台（万）     |
| 送水施設                            | 送水ポンプ | 5台       | 排水処理施設       | 加圧脱水機  | 3台（万）     |

（万）：万博公園浄水施設

## (2) 市町村域水道事業

### ① 田原浄水場（四條畷水道事業）

地下水（深井戸）を水源とし、前塩素処理後、急速ろ過により浄水処理を行い、田原低区配水池へ送水し、自然流下で上田原・下田原地区に給水している。

・施設能力 340 m<sup>3</sup>/日

・主要施設

| 種別   | 区分    | 数量   | 種別   | 区分     | 数量             |
|------|-------|------|------|--------|----------------|
| 取水施設 | さく井   | 2ヶ所  | 浄水施設 | 洗浄ポンプ  | 1台             |
|      | 取水ポンプ | 2台   |      | 着水井    | 1池             |
| 導水施設 | 導水管   | 158m |      | 浄水池    | 2池             |
| 浄水施設 | 急速ろ過機 | 2基   |      | 塩素滅菌設備 | タンク1基<br>ポンプ2台 |
|      | ろ過ポンプ | 2台   | 送水施設 | 送水ポンプ  | 2台             |

### ② 板屋橋浄水場（太子水道事業）

地下水を水源とし、前塩素処理後、急速ろ過により鉄・マンガンを除去して磯長台配水池へ送水し、自然流下で低区に供給している。

・施設能力 3,400 m<sup>3</sup>/日

・主要施設

| 種別   | 区分     | 数量               | 種別     | 区分      | 数量 |
|------|--------|------------------|--------|---------|----|
| 取水施設 | さく井    | 3ヶ所              | 送水施設   | 送水ポンプ   | 3台 |
|      | 取水ポンプ  | 3台               |        |         |    |
| 導水施設 | 導水管    | 214m             | 排水処理施設 | 洗浄排水貯水池 | 2池 |
| 浄水施設 | 急速ろ過機  | 4基               |        |         |    |
|      | 塩素滅菌設備 | タンク1槽<br>注入ポンプ4台 |        |         |    |
|      | 浄水池    | 1池               |        |         |    |

③ 千早浄水場（千早赤阪水道事業）

千早地区黒梶谷の第1・第2水源を水源とし、浄水場で沈砂・膜ろ過を行い配水池へ送水、減圧水槽を経由して自然流下で配水する。

・施設能力 320 m<sup>3</sup>/日

・主要施設

| 種別   | 区分        | 数量      | 種別             | 区分               | 数量 |
|------|-----------|---------|----------------|------------------|----|
| 取水施設 | 取水口       | 2ヶ所     | 浄水施設<br>薬品注入施設 | 塩素注入ポンプ<br>(消毒用) | 2台 |
|      | 沈砂池       | 1池(2系統) |                |                  |    |
|      | 原水ポンプ井    | 1池      |                | 塩素注入ポンプ<br>(洗浄用) | 2台 |
|      | オートストレーナ  | 1基      |                |                  |    |
|      | 原水槽       | 1槽      |                |                  |    |
| 浄水施設 | 膜ろ過装置     | 2ユニット   |                |                  |    |
|      | 浄水池(逆洗水槽) | 1槽      |                |                  |    |

④ 岩井谷浄水場（千早赤阪水道事業）

表流水と伏流水を水源とし、浄水場で凝集沈澱・急速ろ過を行い、自然流下で上東阪配池へ送水する。上東阪配水池から下東阪配水池へ自然流下で送水、中津原ポンプ場で加圧により中津原高区配水池へ送水する。各配水池より配水区域へ自然流下で配水する。

・施設能力 1,650 m<sup>3</sup>/日

・主要施設

| 種別   | 区分             | 数量      | 種別     | 区分                  | 数量 |
|------|----------------|---------|--------|---------------------|----|
| 取水施設 | 取水口<br>(集水井含む) | 2ヶ所     | 薬品注入設備 | PAC注入ポンプ<br>(着水井出口) | 2台 |
|      | 取水ポンプ<br>(集水井) | 2台      |        |                     |    |
|      | 接合井            | 1池      |        |                     |    |
|      | 着水井            | 1池      |        |                     |    |
|      | フロック形成池        | 1池      |        |                     |    |
| 浄水施設 | 薬品沈澱池          | 1池(2系統) |        |                     |    |
|      | 急速ろ過機          | 2基      |        |                     |    |
|      | 浄水池            | 1池      |        |                     |    |

### (3) 工業用水道事業

#### ① 大庭浄水場

守口市佐太中町地先淀川左岸で原水を取水し、沈澱処理を行った後、淀川以南地域の 352 事業所に工業用水を供給している。

・施設能力 60 万 m<sup>3</sup>/日

・主要施設

| 種別   | 区分    | 数量    | 種別     | 区分              | 数量   |
|------|-------|-------|--------|-----------------|------|
| 取水施設 | 取水口   | 1 ヶ所  | 浄水施設   | 凝集沈澱池           | 16 池 |
|      | 制水塔   | 1 基   |        | 調整池             | 3 池  |
|      | 沈砂池   | 2 池   | 配水施設   | 配水ポンプ           | 7 台  |
|      | 取水ポンプ | 6 台   | 排水処理施設 | 濃縮槽             | 4 槽  |
|      |       | 加圧脱水機 |        | 7 台 (うち上水分 1 台) |      |

#### ② 三島浄水場

摂津市一津屋地先淀川右岸の一津屋取水場で原水を取水し、導水ポンプで三島浄水場まで送り、沈澱処理を行った後、北大阪地域の 73 事業所に工業用水を供給している。

・施設能力 20 万 m<sup>3</sup>/日

・主要施設

| 種別                                | 区分    | 数量       | 種別           | 区分               | 数量               |
|-----------------------------------|-------|----------|--------------|------------------|------------------|
| 取水施設<br>(他市及び企<br>業団上水との<br>共同施設) | 取水口   | 4 ヶ所     | 浄水施設<br>(工水) | 凝集沈澱池            | 4 池              |
|                                   | 取水塔   | 1 基      |              | 調整池              | 2 池              |
|                                   | 沈砂池   | 8 池      | 配水施設         | 配水ポンプ            | 4 台              |
|                                   | 導水ポンプ | 2 台 (工水) | 排水処理施設       | 濃縮槽              | 3 槽<br>(上・工共用施設) |
|                                   |       | 加圧脱水機    |              | 6 台<br>(上・工共用施設) |                  |

## 5 料金の変遷

(1) 水道用水供給事業

(1 m<sup>3</sup>当たり)

| 年 月 日         | 沈 で ん 水                                     | 浄 水                                       |
|---------------|---|---|
| 昭 和 25. 5. 31 | 5 円   | —   |
| 昭 和 27. 4. 1  | 6 円   | —   |
| 昭 和 28. 4. 1  | 7 円 5 0 銭                                   | —   |
| 昭 和 30. 4. 1  | —   | 1 2 円 5 0 銭                               |
| 昭 和 40. 4. 1  | 8 円   | 1 6 円                                     |
| 昭 和 49. 6. 1  | 1 0 円                                       | 1 9 円 7 0 銭                               |
| 昭 和 51.10. 1  | 1 7 円 7 0 銭                                 | 2 9 円 7 0 銭                               |
| 昭 和 52.10. 1  | 2 0 円 2 0 銭                                 | 4 3 円 7 0 銭                               |
| 昭 和 53.10. 1  | —   | 4 8 円 7 0 銭                               |
| 昭 和 59.10. 1  | 2 4 円 5 0 銭                                 | 5 7 円 2 0 銭                               |
| 平 成 元. 4. 1   | 2 3 円 7 9 銭                                 | 5 5 円 5 4 銭                               |
|               | 水量に対し、それぞれの割合で計算した額に 1 0 0 分の 1 0 3 を乗じて得た額 |   |
| 平 成 5. 4. 1   | 4 2 円 7 5 銭                                 | 7 4 円 5 0 銭                               |
|               | 水量に対し、それぞれの割合で計算した額に 1 0 0 分の 1 0 3 を乗じて得た額 |   |
| 平 成 9. 4. 1   | 4 2 円 7 5 銭                                 | 7 4 円 5 0 銭                               |
|               | 水量に対し、それぞれの割合で計算した額に 1 0 0 分の 1 0 5 を乗じて得た額 |   |
| 平 成 10. 4. 1  | (平成10. 3 月末削除)                              | 7 4 円 5 0 銭                               |
|               |   | 水量に対し、上記の割合で計算した額に 1 0 0 分の 1 0 5 を乗じて得た額 |
| 平 成 12.10. 1  | —   | 8 8 円 1 0 銭                               |
|               |   | 水量に対し、上記の割合で計算した額に 1 0 0 分の 1 0 5 を乗じて得た額 |
| 平 成 22. 4. 1  | —   | 7 8 円                                     |
|               |   | 水量に対し、上記の割合で計算した額に 1 0 0 分の 1 0 5 を乗じて得た額 |
| 平 成 25. 4. 1  | —   | 7 5 円                                     |
|               |   | 水量に対し、上記の割合で計算した額に 1 0 0 分の 1 0 5 を乗じて得た額 |
| 平 成 26. 4. 1  | —   | 7 5 円                                     |
|               |   | 水量に対し、上記の割合で計算した額に 1 0 0 分の 1 0 8 を乗じて得た額 |
| 平 成 30. 4. 1  | —   | 7 2 円                                     |
|               |   | 水量に対し、上記の割合で計算した額に 1 0 0 分の 1 0 8 を乗じて得た額 |

(2) 市町村域水道事業

①水道料金

四條畷水道事業

| 年 月 日      | 用途                          | 基本料金<br>(1 m <sup>3</sup> 当たり)   | 超過料金<br>(1 m <sup>3</sup> 当たり)                        |
|------------|-----------------------------|----------------------------------|---|
| 平成29. 4. 1 | 一般用                         | 5 m <sup>3</sup> まで 732 円        | —   |
|            |                             | 10 m <sup>3</sup> まで 1,028 円     | 10 m <sup>3</sup> を超え15 m <sup>3</sup> までの分 148 円     |
|            |                             |                                  | 15 m <sup>3</sup> を超え25 m <sup>3</sup> までの分 178 円     |
|            |                             |                                  | 25 m <sup>3</sup> を超え50 m <sup>3</sup> までの分 238 円     |
|            |                             |                                  | 50 m <sup>3</sup> を超え100 m <sup>3</sup> までの分 296 円    |
|            |                             |                                  | 100 m <sup>3</sup> を超え500 m <sup>3</sup> までの分 336 円   |
|            |                             |                                  | 500 m <sup>3</sup> を超え1,000 m <sup>3</sup> までの分 366 円 |
|            |                             | 1,000 m <sup>3</sup> を超える分 386 円 |   |
|            | 公衆浴場用                       | 300 m <sup>3</sup> まで 25,200 円   | 300 m <sup>3</sup> を超え1,000 m <sup>3</sup> までの分 108 円 |
|            |                             | 1,000 m <sup>3</sup> を超える分 118 円 |   |
| 臨時用        | 5 m <sup>3</sup> まで 3,500 円 | 5 m <sup>3</sup> を超える分 600 円     |   |

※料金は、上記表により算出した額に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

太子水道事業

| 年 月 日      | 用途                       | 基本料金<br>(1 m <sup>3</sup> 当たり) | 超過料金<br>(1 m <sup>3</sup> 当たり)                   |
|------------|--------------------------|--------------------------------|--|
| 平成29. 4. 1 | 一般用                      | 0 m <sup>3</sup> 380 円         | 1 m <sup>3</sup> 以上10 m <sup>3</sup> 以下 114 円    |
|            |                          |                                | 11 m <sup>3</sup> 以上21 m <sup>3</sup> 以下 138 円   |
|            |                          |                                | 21 m <sup>3</sup> 以上30 m <sup>3</sup> 以下 171 円   |
|            |                          |                                | 31 m <sup>3</sup> 以上40 m <sup>3</sup> 以下 195 円   |
|            |                          |                                | 41 m <sup>3</sup> 以上50 m <sup>3</sup> 以下 228 円   |
|            |                          |                                | 51 m <sup>3</sup> 以上100 m <sup>3</sup> 以下 261 円  |
|            |                          |                                | 101 m <sup>3</sup> 以上150 m <sup>3</sup> 以下 300 円 |
|            |                          |                                | 151 m <sup>3</sup> 以上 338 円                      |
|            | 湯屋用                      | 50 m <sup>3</sup> まで 3,619 円   | 51 m <sup>3</sup> 以上 95 円                        |
| 仮設用        | 0 m <sup>3</sup> 3,714 円 | 1 m <sup>3</sup> 以上 619 円      |  |

※料金は、上記表により算出した額に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

千早赤阪水道事業

| 年 月 日      | 用途  | 基本料金<br>(1 m <sup>3</sup> 当たり) | 従量料金<br>(1 m <sup>3</sup> 当たり)                 |
|------------|-----|--------------------------------|--|
| 平成29. 4. 1 | 一般用 | 500 円                          | 1 m <sup>3</sup> 以上10 m <sup>3</sup> 以下 120 円  |
|            |     |                                | 11 m <sup>3</sup> 以上20 m <sup>3</sup> 以下 140 円 |
|            |     |                                | 21 m <sup>3</sup> 以上30 m <sup>3</sup> 以下 170 円 |
|            |     |                                | 31 m <sup>3</sup> 以上40 m <sup>3</sup> 以下 190 円 |
|            |     |                                | 41 m <sup>3</sup> 以上 210 円                     |
|            | 業務用 | 3,700 円                        | 220 円  |
|            | 臨時用 | 3,700 円                        | 620 円  |

※料金は、上記表により算出した額に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）



②加入金

四條畷水道事業

| 年 月 日      | メーターの口径 | 加入金          |   |
|------------|---------|--------------|---|
|            |         | 新設           | 増径  |
| 平成29. 4. 1 | 20mm以下  | 180,000 円    | 増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額 |
|            | 25mm    | 360,000 円    |   |
|            | 30mm    | 560,000 円    |   |
|            | 40mm    | 1,070,000 円  |   |
|            | 50mm    | 1,860,000 円  |   |
|            | 75mm    | 4,840,000 円  |   |
|            | 100mm   | 9,600,000 円  |   |
|            | 150mm   | 24,700,000 円 |   |
|            | 200mm以上 | 企業長が定める額     |   |

※料金は、上記表により算出した額に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

太子水道事業

| 年 月 日      | メーターの口径 | 加入金         |   |
|------------|---------|-------------|---|
|            |         | 新設          | 増径  |
| 平成29. 4. 1 | 13mm    | 160,000 円   | 増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額 |
|            | 20mm    | 200,000 円   |   |
|            | 25mm    | 400,000 円   |   |
|            | 30mm    | 600,000 円   |   |
|            | 40mm    | 1,000,000 円 |   |
|            | 50mm    | 2,000,000 円 |   |
|            | 75mm    | 4,000,000 円 |   |
|            | 100mm以上 | 企業長が定める額    |   |

※料金は、上記表により算出した額に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

千早赤阪水道事業

| 年 月 日      | メーターの口径 | 加入金         |   |
|------------|---------|-------------|---|
|            |         | 新設          | 増径  |
| 平成29. 4. 1 | 13mm    | 160,000 円   | 増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額 |
|            | 20mm    | 200,000 円   |   |
|            | 25mm    | 400,000 円   |   |
|            | 30mm    | 1,000,000 円 |   |
|            | 40mm    | 2,000,000 円 |   |
|            | 50mm    | 4,000,000 円 |   |
|            | 75mm以上  | 企業長が定める額    |   |

※料金は、上記表により算出した額に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

(3) 工業用水道事業

| 年 月 日       | 基本料金<br>(1 m <sup>3</sup> 当たり)         | 超過料金<br>(1 m <sup>3</sup> 当たり) | メーター使用料                           |                |
|-------------|--|--------------------------------|-----------------------------------|----------------|
|             |  |                                | 口径 (内径)                           | 使用料<br>(1個1ヶ月) |
| 昭和37. 4. 1  | 4 円                                    | 10 円                           | 50 ミリメートル 以下                      | 500 円          |
|             |  |                                | 50 ミリメートル を超え<br>75 ミリメートル 以下     | 1,000 円        |
|             |  |                                | 75 ミリメートル を超え<br>100 ミリメートル 以下    | 2,200 円        |
|             |  |                                | 100 ミリメートル を超え<br>200 ミリメートル 以下   | 2,500 円        |
|             |  |                                | 200 ミリメートル を超え<br>300 ミリメートル 以下   | 2,800 円        |
|             |  |                                | 300 ミリメートル を超え<br>400 ミリメートル 以下   | 3,100 円        |
| 昭和40. 4. 1  | 5 円 50銭<br><br>但し、37年3月完了の施設利用にあつては5 円 | 11 円                           | 400 ミリメートル を超え<br>500 ミリメートル 以下   | 3,500 円        |
|             |  |                                | 500 ミリメートル を超え<br>600 ミリメートル 以下   | 4,000 円        |
|             |  |                                | 600 ミリメートル を超え<br>700 ミリメートル 以下   | 5,000 円        |
|             |  |                                | 700 ミリメートル を超え<br>800 ミリメートル 以下   | 6,000 円        |
|             |  |                                | 800 ミリメートル を超え<br>900 ミリメートル 以下   | 7,000 円        |
|             |  |                                | 900 ミリメートル を超え<br>1,000 ミリメートル 以下 | 8,000 円        |
| 昭和43. 3. 29 |  |                                | 次のメーター使用料が追加された。                  |                |
|             |  |                                | 800 ミリメートル を超え<br>900 ミリメートル 以下   | 7,000 円        |
| 昭和48. 4. 1  | 9 円                                    | 18 円                           |                                   |                |
| 昭和50. 1. 1  | 11 円                                   | 22 円                           |                                   |                |
| 昭和51. 5. 1  | 15 円                                   | 30 円                           |                                   |                |
| 昭和56. 4. 1  | 23 円                                   | 46 円                           |                                   |                |
| 平成元. 4. 1   | 23 円                                   | 46 円                           |                                   |                |
|             | 基本料金及び超過料金の合計額に100分の103を乗じて得た額         |                                |                                   |                |
| 平成 5. 4. 1  | 37 円                                   | 74 円                           |                                   |                |
|             | 基本料金及び超過料金の合計額に100分の103を乗じて得た額         |                                | 上表の金額に100分の103を乗じて得た額             |                |
| 平成 8. 4. 1  | 46 円                                   | 92 円                           |                                   |                |
|             | 基本料金及び超過料金の合計額に100分の103を乗じて得た額         |                                |                                   |                |
| 平成 9. 4. 1  | 46 円                                   | 92 円                           |                                   |                |
|             | 基本料金及び超過料金の合計額に100分の105を乗じて得た額         |                                |                                   |                |
| 平成21. 4. 1  | 44円70銭<br>(使用料金含む)                     | 89円40銭                         |                                   |                |
|             | 二部料金制に変更<br>基本料金 (39円10銭) 使用料金 (5円60銭) |                                |                                   |                |
|             | 基本料金及び超過料金の合計額に100分の105を乗じて得た額         |                                | 上表の金額に100分の105を乗じて得た額             |                |
| 平成26. 4. 1  | 44円70銭<br>(使用料金含む)                     | 89円40銭                         |                                   |                |
|             | 基本料金 (39円10銭) 使用料金 (5円60銭)             |                                |                                   |                |
|             | 基本料金及び超過料金の合計額に100分の108を乗じて得た額         |                                | 上表の金額に100分の108を乗じて得た額             |                |
| 平成28. 4. 1  | 42円80銭<br>(使用料金含む)                     | 85円60銭                         |                                   |                |
|             | 基本料金 (32円40銭) 使用料金 (10円40銭)            |                                |                                   |                |
|             | 基本料金及び超過料金の合計額に100分の108を乗じて得た額         |                                | 上表の金額に100分の108を乗じて得た額             |                |